

## 設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和8年6月26日受付分)

特定非営利活動法人 Cocoro・太陽

## 縦覧期間

令和8年6月26日(金)から  
令和8年7月10日(金)まで



# 特定非営利活動法人C o c o r o ・太陽定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人C o c o r o ・太陽という。

2 この法人は、広報その他一般的な呼称において、NPO法人C o c o r o ・太陽とすることができる。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域で暮らす人工透析患者の方に、創作活動や生産活動、社会交流の機会を提供し、社会参加と自立の促進をはかり、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業
  - ②障害者と地域住民との交流促進事業
  - ③障害者の自立訓練に関する創作活動事業

(2) その他の事業

- ①複写、印刷、製本事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会費は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された

事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更

- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

### （資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 資産から生じる収益
- (3) 事業にともなう収益
- (4) 補助金からの収益
- (5) 助成金からの収益
- (6) 寄付金品
- (7) その他の収益

### （資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### （会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### （会計の区分）

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### （事業年度）

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### （事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

### （暫定予算）

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### （予算の追加及び更正）

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	千葉	麗乃
副理事長	岡	英作
理 事	藤本	省録
同	篠永	ちあき
同	山下	一子
監 事	楊井	君代
同	藤本	千恵子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円



## 役員名簿

特定非営利活動法人C o c o r o ・ 太陽

役名	氏名 <small>ふりがな</small>	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ちば つぐの		無
	千葉 麗乃		
理事 (副理事長)	おか えいさく		無
	岡 英作		
理事	ふじもと しょうろく		無
	藤本 省録		
理事	しのなが ちあき		無
	篠永 ちあき		
理事	やました かずこ		無
	山下 一子		
監事	やない きみよ		無
	楊井 君代		
監事	ふじもと ちえこ		無
	藤本 千恵子		



## 設立趣旨書

### 1 趣旨

日本における透析患者が直面する生活・医療問題を解決するには、高齢化、社会参加、家族への影響などの様々な視点によるアプローチが必要です。

私たち「地域活動支援センター太陽」（以下、「太陽」）は、そうした視点のうち、社会参加に着目し、透析患者がビーズ製作などの軽作業とその販売会の実施による就業収入やそれら職務を通じた満足感の獲得といった社会参加を促進する団体として、2010年2月に特定非営利活動法人兵庫県腎友会の傘下で、透析患者の就労場所として設立されました。

太陽では、透析患者の方々が週3回の透析や透析による体調不安定により、個々人で継続的な社会参加が難しいことから、それらの方々が透析のない、体調のいい日だけ太陽に通所し、社会参加の機会を得るようにしています。現在太陽に通所している透析患者は20名近くになり、西宮、宝塚、伊丹、尼崎、神戸市の障害者就労支援に関わる補助金もいただき運営しています。

今回、特定非営利活動法人として申請するに至ったのは、所属していた兵庫県腎友会の経営上の都合から、太陽は独立した事業所として運営をすることになり、これまでと同様に各行政からの補助金を確保することも見据えて、特定非営利活動法人を設立するものです。

太陽利用者である透析患者数は毎年増減しますが、それら利用者に就労環境を提供してきた16年の実績を持つ団体として公益的な法人格を得て、兵庫県腎友会にとらわれず、自由な発想で、透析患者の社会参加を促し、利用者の「寄り添う、支える、共感ができる仲間がいる」「憩い」の場として、今後もこれからも活動していきます。

### 2 申請に至るまでの経緯

2000年12月 特定非営利活動法人兵庫県腎友会 設立

2010年2月 特定非営利活動法人兵庫県腎友会の傘下として地域活動支援センター設立

2026年1月 太陽が兵庫県腎友会からの独立要請を受理した。

2026年2月 特定非営利活動法人C o c o r o ・太陽としての社員を募る。

2026年2月 特定非営利活動法人化に向けて、社員10人以上の意思を確認した。

2026年5月24日 特定非営利活動法人C o c o r o ・太陽設立総会開催。

2026年5月24日

特定非営利活動法人C o c o r o ・太陽

設立代表者

氏名 岡 英作



## 2026年度事業計画書

特定非営利活動法人Cocoro・太陽

### 1 基本方針

地域で暮らす人工透析患者の方に、創作活動、生産活動、社会交流の機会を提供し、社会参加と自立の促進をはかり保健、医療又は福祉の増進に寄与することを方針とします。

今年度はアクセサリー（ビーズ）製作難易度の高いものにチャレンジします。

### 2 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期・回数等	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込（千 円）
①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業	自立した生活を送るための生活相談と助言	通年	作業所内	利用者20人	0
	利用者同士の共通の悩みを解決するための情報交換がしやすい環境を構築し、仲間づくりに発展させる	通年	作業所内	利用者20人	0
	生産活動や就労に必要な知識・能力を向上させる訓練として、地域から依頼の軽作業を請負。またそれらから得た工賃より勤労意欲の向上と社会参加意識を向上させる。	通年	作業所内	利用者20人	1200
②障害者と地域住民との交流促進事業	地域のボランティアを積極的に受け入れ、利用者の日常サポートやイベント運営、レクリエーション実施に協力してもらう	通年	作業所内	利用者20人	0
③障害者の自立訓練に関する創作活動事業	アクセサリー（ビーズ）の創作的活動を行うことにより手先の訓練、手順把握、指示理解の訓練を通じて自信の向上、情緒の安定を促す。	通年	作業所内	利用者20人	0
	創作されたアクセサリー（ビーズ）の施設内販売及び地域の病院の患者会の協力により販売会に出展させてもらい、顧客からの製品満足度を得て、更なる創作意欲を醸成させる。	実施しない	六島クリニック	利用者2人	0
		実施しない	宮本クリニック	利用者2人	0
		通年	作業所内	利用者20人	41

### 3 その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期・回数等	実施場所	収益見込（千 円）
複写、印刷、製本事業	地域住民又は地域自治会から依頼の複写、印刷、製本事業	通年	作業所内	120

### 4 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

① 通常総会 5月

② 理事会 年1回

#### (2) 事務局及び職員体制

事務局長（所長）：千葉 麗乃 事務局スタッフ（主任）：岡 英作 （職員）：米澤 比登志



2027年度事業計画書

特定非営利活動法人C o c o r o ・太陽

1 基本方針

地域で暮らす人工透析患者の方に、創作活動、生産活動、社会交流の機会を提供し、社会参加と自立の促進をはかり保健、医療又は福祉の増進に寄与することを方針とします。

今年度はアクセサリー（ビーズ）の創作品の種類を多くし、利用者の熟練度UP及び創作意欲をはかります。

2 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期・回数等	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込（千 円）
①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業	自立した生活を送るための生活相談と助言	通年	作業所内	利用者20人	0
	利用者同士の共通の悩みを解決するための情報交換がしやすい環境を構築し、仲間づくりに発展させる	通年	作業所内	利用者20人	0
	生産活動や就労に必要な知識・能力を向上させる訓練として、地域から依頼の軽作業を請負。またそれらから得た工賃より勤労意欲の向上と社会参加意識を向上させる。	通年	作業所内	利用者20人	2900
②障害者と地域住民との交流促進事業	地域のボランティアを積極的に受け入れ、利用者の日常サポートやイベント運営、レクリエーション実施に協力してもらう	通年	作業所内	利用者20人	0
③障害者の自立訓練に関する創作活動事業	アクセサリー（ビーズ）の創作的活動を行うことにより手先の訓練、手順把握、指示理解の訓練を通じて自信の向上、情緒の安定を促す。	通年	作業所内	利用者20人	0
	創作されたアクセサリー（ビーズ）の施設内販売及び地域の病院の患者会の協力により販売会に出展させてもらい、顧客からの製品満足度を得て、更なる創作意欲を醸成させる。	4月/1回	六島クリニック	利用者2人	100
		6月/1回	宮本クリニック	利用者2人	
		通年	作業所内	利用者20人	

3 その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期・回数等	実施場所	収益見込（千 円）
複写、印刷、製本事業	地域住民又は地域自治会から依頼の複写、印刷、製本事業	通年	作業所内	240

4 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5月
- ② 理事会 年2回

(2) 事務局及び職員体制

事務局長（所長）：千葉 麗乃 事務局スタッフ（主任）：岡 英作 （職員）：米澤 比登志



## 2026年度活動予算書

設立から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人Cocoro・太陽

(単位:円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取補助金	5,000,000	0	5,000,000
4. 事業収益			
訓練等給付費収益	0	0	0
地域生活支援事業収益	1,200,000	0	1,200,000
自立訓練創作活動事業収益	41,000	0	41,000
複写・印刷・製本事業収益	0	120,000	120,000
5. その他収益			
受取利息	2,100	0	2,100
雑収益	0	0	0
経常収益計	6,243,100	120,000	6,363,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,600,000	0	2,600,000
法定福利費	184,000	0	184,000
福利厚生費	15,000	0	15,000
支払工賃	1,250,000	0	1,250,000
人件費計	4,049,000	0	4,049,000
(2) その他経費			
売上原価	30,000	0	30,000
講師謝礼金	100,000	0	100,000
修繕費	83,000	0	83,000
旅費交通費	265,000	0	265,000
通信運搬費	105,000	0	105,000
消耗備品費	0	0	0
消耗品費	200,000	0	200,000
関連団体経費	2,000	0	2,000
駐車場賃料	161,000	0	161,000
保険料	33,200	0	33,200
地代家賃	784,000	0	784,000
水道光熱費	150,000	0	150,000
支払手数料	5,000	0	5,000
印刷製本費	62,500	0	62,500
リース料	110,000	0	110,000
雑費	900	0	900
その他経費計	2,091,600	0	2,091,600
事業費計	6,140,600	0	6,140,600
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
アルバイト給料	50,000	0	50,000
人件費計	50,000	0	50,000
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	50,000	0	50,000
経常費用計	6,190,600	0	6,190,600
当期経常増減額	52,500	120,000	172,500
経理区分振替額	108,000	△ 108,000	0
当期正味財産増減額	160,500	12,000	172,500
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	160,500	12,000	172,500



## 2027年度活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人Cocoro・太陽

(単位:円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取補助金	12,000,000	0	12,000,000
4. 事業収益			
訓練等給付費収益	0	0	0
地域生活支援事業収益	2,900,000	0	2,900,000
自立訓練創作活動事業収益	100,000	0	100,000
複写・印刷・製本事業	0	240,000	240,000
5. その他収益			
受取利息	5,000	0	5,000
雑収益	0	0	0
経常収益計	15,005,000	240,000	15,245,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	6,260,000	0	6,260,000
法定福利費	442,000	0	442,000
福利厚生費	36,000	0	36,000
支払工賃	3,000,000	0	3,000,000
人件費計	9,738,000	0	9,738,000
(2) その他経費			
売上原価	72,000	0	72,000
講師謝礼金	240,000	0	240,000
修繕費	200,000	0	200,000
旅費交通費	636,000	0	636,000
通信運搬費	252,000	0	252,000
消耗備品費	0	0	0
消耗品費	480,000	0	480,000
関連団体経費	5,000	0	5,000
駐車場賃料	386,556	0	386,556
保険料	79,800	0	79,800
地代家賃	1,848,000	0	1,848,000
水道光熱費	360,000	0	360,000
支払手数料	12,000	0	12,000
印刷製本費	150,000	0	150,000
リース料	264,000	0	264,000
雑費	2,000	0	2,000
その他経費計	4,987,356	0	4,987,356
事業費計	14,725,356	0	14,725,356
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
アルバイト給料	120,000	0	120,000
人件費計	120,000	0	120,000
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	120,000	0	120,000
経常費用計	14,845,356	0	14,845,356
当期経常増減額	159,644	240,000	399,644
経理区分振替額	220,000	△ 220,000	0
当期正味財産増減額	379,644	20,000	399,644
前期繰越正味財産額	160,500	12,000	172,500
次期繰越正味財産額	540,144	32,000	572,144